

令和7年度「三重県運転免許センターポスター広告」広告主募集の御案内

1 広告募集趣旨

「三重県運転免許センターポスター広告」の掲出場所（スタンド式ポスターボード）への広告主を募集します。

なお、掲出する広告に関する一切の責任は広告主に帰属し、三重県警察が推奨等をするものではないことに御承知おきください。

2 募集枠

12枠

※ 空き状況については、随時変動する可能性がありますので、12の担当係までお問い合わせください。

3 募集期間

令和7年2月3日（月）から令和8年1月30日（金）まで
（募集枠が埋まり次第、募集を打ち切ります。）

4 掲出期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間

- 広告の掲出期間は、会計年度（1年）単位です。
- 特段の支障がない場合は、1か月単位の掲出も可能です。
- 期間満了後の再掲出を妨げないこととし、広告の掲載期間は最長3年（会計年度単位）です。

5 広告の掲出場所及び年間来庁者数（三重県運転免許センター）

- (1) 広告掲出場所
三重県津市垂水2566番地
運転免許センター1階エントランスロビー内（広告掲出位置図参照）
- (2) 運転免許センター年間来庁者数
約28万人（令和5年度の延べ人数）

6 広告の規格及び掲出料

- (1) 広告の規格
縦1,189mm×横841mm以下のもの 1枠
※ 三重県警察が設置するスタンド式ポスターボード（縦1,200mm×横900mm）に直貼りとします。
- (2) 広告掲出料
1枠当たり 年額96,000円（消費税及び地方消費税含む。）
月額8,000円（消費税及び地方消費税含む。）

7 広告の掲出基準

別添「三重県広告掲載要綱」、「三重県運転免許センター広告掲出基準」をご覧ください。

8 申込方法

新規申込みの方は(1)ア、再掲出申込みの方は(1)イの申込書をそれぞれ三重県警察ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、(2)の添付書類と合わせて、掲出希望日の1か月前までに12の申込先まで郵送又は直接提出してください。

郵送の場合は、到着確認の連絡をお願いします。

なお、申込みに係る一切の費用は申込者負担となります。

(1) 申込書

ア 新規申込みの方

三重県運転免許センター広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号） 1通

イ 再掲出申込みの方

三重県運転免許センター広告再掲出届出書兼誓約書（様式第4号） 1通

(2) 添付書類（新規、再掲出とも同一）

ア 掲出を希望するポスター広告又は広告原案

イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

ウ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

エ 三重県内に本支店、営業所等を有する事業者は、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

9 広告関係規程

- (1) 三重県広告掲載要綱
- (2) 三重県運転免許センター広告掲出要領
- (3) 三重県運転免許センター広告掲出基準

10 決定方法

申込みのあった広告の選定について、三重県運転免許センター広告掲出審査会において、三重県運転免許センターの広告関係規程に適合するか審査し、次の順位によって広告掲出を決定します。同じ順位の場合は、県に納入される広告掲出料（予定額）の高いものを優先しますが、さらに同順の場合は、同一月に受理した広告掲出申込書の申込順に決定します。

- (1) 公共性が高く、かつ県内地域経済の活性化に資すると判断することができるもの
- (2) 県内に事業所等を有する法人
- (3) その他のもの

11 広告掲出決定後の手続

(1) 掲出決定の通知

広告掲出の可否については、三重県警察から申込者宛てに三重県運転免許センター

広告掲出（不掲出）決定通知書（様式第２号）をもって通知します。

(2) 承諾書の提出

掲出決定通知書が届きましたら、指定する期限までに三重県運転免許センター広告掲出承諾書（様式第３号）を提出してください。

(3) 広告の掲出

広告の掲出は、原則、掲出開始日までに三重県警察が指定する日に広告主によって行っていただきます。

掲出位置については、広告主が指定することはできません。

(4) 広告掲出料の納付

三重県警察が発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

12 申込先及び問合せ先

〒５１４－８５１４

三重県津市栄町一丁目１００番地

三重県警察本部警務部会計課施設室施設企画係

電話 ０５９－２２２－０１１０（内線 ２２７３）

FAX ０５９－２２６－９９１７